

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団の「ノートパソコン購入」について、以下のとおり、制限付一般競争入札を実施します。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入物品 | ノートパソコン（３２台） |
| 2 | 契約方法 | 制限付一般競争入札（郵便入札） |
| 3 | 納入期日 | 令和８年２月２８日 |
| 4 | スケジュール | |
| | | 令和７年１１月４日（火） 応募開始 |
| | | １１月７日（金） 質問受付期間 |
| | | ～１１月１４日（金） |
| | | １１月１８日（火） 入札参加資格確認申請書、チェックリスト
の提出締切 |

5 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (2) 高槻市の令和７年度入札参加資格者名簿に登録されていること。（ただし、必要書類が提出されていること。また、令和７年度新規登録業者でないこと。）
- (3) 高槻市による指名停止基準に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。
（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。）
- (5) 高槻市入札参加資格者名簿の「ＯＡ機器・電算用品」又は「事務用品（オフィス家具類・文具類・紙類）、事務機器（複写機・印刷機等）」に登録されていること。
- (6) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

入札要領

「ノートパソコン購入」に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札要領によるものとする。

1 入札公告日 令和7年11月4日(火)

2 契約を担当する部署

〒569-0077 高槻市野見町6番8号

公益財団法人 高槻市文化スポーツ振興事業団 総務グループ

電話 072-671-1063 電子メール info_soumu@takatsuki-bsj.jp

3 入札に付する事項

- (1) 件名 ノートパソコン購入
- (2) 調達物品の名称及び数量 ノートパソコン 32台
- (3) 調達物品の仕様等 別添「ノートパソコン仕様書」のとおり
- (4) 納入場所

場所	住所	台数
高槻城公園芸術文化劇場南館	高槻市野見町6番8号	20台
高槻市立生涯学習センター	高槻市桃園町2番1号	5台
クロスパル高槻	高槻市紺屋町1番2号	4台
高槻市立総合スポーツセンター	高槻市芝生町4丁目1番1号	3台

(5) 納入期限 令和8年2月28日(設定作業含む)

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる条件を全て満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められる者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 高槻市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。(ただし、必要書類が提出されていること。また、令和7年度新規登録業者でないこと。)
- (3) 高槻市による指名停止基準に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。
(ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。)
- (5) 高槻市入札参加資格者名簿の「OA機器・電算用品」又は「事務用品（オフィス家具類・文具類・紙類）、事務機器（複写機・印刷機等）」に登録されていること。
- (6) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

5 入札参加資格確認申請書類(提出書類)

- (1) 本制限付一般競争入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明する

ため、下記要領に従い必要書類(以下、申請書等という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

① 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

② 制限付一般競争入札参加資格チェックリスト(様式2)

※①②とも当事業団のホームページからダウンロードすること。

<https://www.takatsuki-bsj.jp/>

イ 提出期限

令和7年11月18日(火)まで

受付時間:午前9時から午後5時まで(ただし、土曜・日曜・祝日・月曜日(祝日が月曜日の場合は火曜日)を除く)

郵送する場合は、同日同時刻までに必着(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

ウ 提出方法

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団 総務グループ(高槻城公園芸術文化劇場南館)に持参、または一般書留・簡易書留により郵送すること。

エ 提出先(郵送の場合)

〒569-0077 高槻市野見町6番8号

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団 総務グループ 宛

また、封筒の表面に、申請する件名及び制限付一般競争入札参加資格確認申請書在中の旨を明記して郵送すること。

(2) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

イ 提出された書類等は返却しない。

ウ 入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。

6 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請の結果については、令和7年12月2日(火)までに各申請者へ書面にて通知する。また、入札参加資格を認めない申請者には理由を付した書面により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、高槻市から指名停止の措置を受ける等、入札参加資格がないと認められる者は、当該確認結果を取り消す。

(3) 申し込み受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札参加可否及び入札手続きに必要な次の書類を郵送する。(令和7年12月2日(火)までに書類が到着しない場合は、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団総務グループまでご連絡ください。)

・入札書用指定封筒

・開札立会人通知書 ※

※入札参加資格承認者のうち、当事業団が開札立会人として選出した者のみ。

7 質問受付

(1) 仕様書等への質問は2の契約担当部署にて受け付ける。電話又は口頭による受付は行わず、

電子メールにより質問書(様式自由)を提出し、送信後には必ず電話にて受信を確認すること。

(2) 質問受付期間:令和7年11月7日(金)から令和7年11月14日(金)午後5時まで

(3) 質問の回答:すべての回答を回答書にまとめ、入札参加資格者全員に令和7年11月26日(水)までに電子メールにて回答する。

8 入札書提出方法

(1) 入札は郵便入札方式とする。入札方法については、入札参加資格の審査を合格したものに対して当事業団から送付する入札書用指定封筒を用い、一般書留または簡易書留で郵送すること。詳細は「郵便入札の手引き」を参照すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

(3) 入札者は、提出済みの入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札金額については、一切の諸経費を含む総価とする。

9 辞退

入札不参加の場合は、前もって契約担当部署へ連絡の上、入札日までに指定様式の辞退届を提出すること。

10 入札保証金

高槻市財務規則第99条第1項第3号の規定に準じ、入札保証金を免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額(総額)の100分の3に相当する額以上を徴収する。

11 契約保証金

契約保証金は、落札金額の100分の5に相当する額以上とする。ただし、高槻市財務規則第117条の規定に該当する場合は、当該規定に準じ、契約保証金の納付を免除する。

契約保証金は、契約の履行の確認をした後において還付するものとする。

12 契約保証金の帰属等

契約保証金を納付した者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、当該契約保証金は本事業団に帰属するものとする。

契約保証金の納付を免除された者が、契約の解除等により契約の履行をすることができなくなったときは、契約金額の100分の5に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

13 開札

開札は下記の日時・場所で行う。

日時: 令和7年12月17日(水) 10時から

場所: 高槻城公園芸術文化劇場 南館 ※詳細は別途通知

・開札立会人通知書を受理したものは、入札への立ち会いをお願いします。

※選定された開札立会人が欠席した場合は、入札担当以外の職員が立ち会いする。

・入札者等関係者は、開札に立ち会うことができる。

14 入札の中止等

次に掲げる事項に該当する場合は、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめることがある。

- (1) 入札参加者が、連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるとき。
- (2) 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

15 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の一般競争入札参加確認申請を行った者のした入札並びに本入札要領等において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。
- (3) 入札書用指定封筒以外の封筒で郵送されたもの。
- (4) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。
- (5) 入札書郵送用指定封筒に差出人名等が記載されていないもの。
- (6) 入札書郵送用指定封筒記載の差出人名と同封された入札書の入札者名が相違するもの。
- (7) 入札書用指定封筒を一般書留または簡易書留以外の方法で郵送されたもの。
- (8) 入札参加資格を確認されたものであっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。
- (9) 指定された様式以外のものを使用した入札。
- (10) 入札金額の前に「¥」マークの記載のない入札。
- (11) 「入札書」に記名又は押印のない入札。
- (12) 鉛筆、消せるボールペン等、訂正の容易な筆記用具により記入された入札。(黒または青のボールペンにより記入してください。)
- (13) 金額の訂正された入札。(金額の訂正は一切できません。書き損じた場合は必ず新しい入札書を請求して記載してください。)
- (14) 入札金額の桁の取り違い等、表示上の錯誤と認められる入札。

16 落札者の決定

開札の結果、予定価格以下で最も低い入札額を入れた者を落札者として決定する。なお、最低入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。

落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が高槻市から指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

開札結果(業者名、入札額及び落札者等)は、事業団ホームページに掲載する。

17 同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合の落札者の決定

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字を記載する。

- (2) 入札立会人により2桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同額入札者に業者番号順で番号を付ける。(0, 1, 2・・・)
- (4) 同額入札者が記載した数字の合計に乱数を加え、同額入札者数で除し、余りの数字を落札者とする。
- (5) 入札書の抽選用数字欄に数字が記載されていないものは0とみなす。

18 契約書の提出

落札者は、契約書に記名押印し、契約担当者が指定した日までに契約担当者に提出しなければならない。落札者が、前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、その資格を失う。

19 添付資料

- (1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 制限付一般競争入札参加資格チェックリスト(様式2)
- (3) 入札書
- (4) 入札辞退届
- (5) 郵便入札の手引き
- (6) ノートパソコン仕様書
- (7) 契約書案

20 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本入札要領の他、地方自治法、高槻市財務規則等の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 落札者となった者は、別途指示により、落札決定後速やかにメーカー、型番、単価等を記載した購入物品内訳書を提出すること。
- (4) 入札した者は、入札後において仕様書、その他について不明又は錯誤等を理由に、当該入札に関し異議を申し立てることができない。

21 注意事項

入札は郵便入札方式です。なお、入札書到着期限までに到着しない入札は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

ノートパソコン仕様書

1. 件名

ノートパソコン購入

2. 調達物品

ノートパソコン 32台 ※機器や設定の詳細は別表1 参照

3. 納品場所

高槻城公園芸術文化劇場南館	高槻市野見町6番8号	20台
高槻市立生涯学習センター	高槻市桃園町2番1号	5台
クロスパル高槻	高槻市紺屋町1番2号	4台
高槻市立総合スポーツセンター	高槻市芝生町4丁目1番1号	3台

4. 納入期限

令和8年2月末日（設定作業含む）

5. 調達範囲

- 「3. 納品場所」に「2. 調達物品」記載の機器を導入する。
- （1）本件にて調達する機器の納入及び保守を調達の範囲とする。
- （2）調達物品の設定に伴って必然的に必要となる部材（接続品、磁気媒体等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず提供すること。

6. 基本仕様

- ・ 国内メーカーが製造した日本国内用法人向けモデルであること。
（ショップブランド不可）
- ・ 新品であること。使用実績のあるライセンス、シリアルキー等を使用しないこと。
- ・ 32台を同一メーカー、機種で統一すること。
- ・ 調達物品は、規格で示すものは準拠若しくは同等以上の性能を有する製品とすること。
納品するハードウェア機器は保守性・耐障害性を十分考慮し、日本国内にサポート拠点を持っており、メーカーの電話サポート窓口は日本人スタッフによる対応であること。
外国人による日本語対応は不可とする。
- ・ メーカーによる保守の対象となる機器の構成とすること。
- ・ 本仕様書に記載する機能を運用等で代替可能であるとししないこと。

7. 機器の搬入

搬入作業については最新の注意を払って行うこと。その際、設備・施設等に損傷を与えた場合、修理に要する費用は受注者の負担とする。

8. 保守要件

- （1）期間
全ての納品が完了した納品日から5年
- （2）対象

本件で納品する機器を無償保証の対象とする。ただし、下記に関連する事象や物品については対象外とする。

- ア 当事業団の責により発生した故障
- イ 機器メーカーの定める規定外の使用方法により発生した故障
- ウ パソコンのバッテリー
- エ マウス、その他メーカーが定期交換部品及び消耗品と定めるもの

9. その他

- (1) 調達物品（機器、付属のソフトウェアも含む）の中にユーザー登録の必要があれば当事業団を代行して登録すること。
- (2) 調達物品は、グリーン購入法やRoHS指令等の基準に配慮し、廃棄時に部品の再利用や素材がリサイクルしやすいように可能な限り設計されていること。
- (3) 調達機器について、以下に示すドキュメント等を取りまとめ、紙及び電子媒体で納品すること。
 - ・ 調達機器一覧、機器の仕様が記載されている資料、ライセンス等の証書類
- (4) 本件で得た情報については、本件を遂行する目的のみで使用し、外部に漏洩してはならない。本件終了後も同様とする。
- (5) 仕様書に定めのない事項について落札後、当事業団と協議の上決定すること。

【別表1】

参考機種		富士通 Lifebook A5513/RX FMVA0F059P
項目		内容
1	形状	ノートブック型、サウンド機能付き
2	OS	Windows 11 Pro
3	CPU	インテル Core 5 プロセッサー120U 相当以上
4	メモリ	16GB以上
5	SSD	256GB以上内臓
6	有線LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
7	無線LAN	Wifi 6E (2.4Gbps) 対応、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax準拠
8	ディスプレイ	15.6型ワイド HD (1366×768ドット) 相当 ノングレア
9	キーボード	108キー (JIS配列準拠) (テンキーあり)
10	内臓光学ドライブ	スーパーマルチドライブ (ただし、Microsoft Officeやその他ソフトウェアをインストールする際に必要なければ、搭載不要)
11	マウス	スクロール機能付きUSBマウス (光学式)
12	インターフェイス	USB(type-C)×1、RGB (15ピンミニ) ×1、HDMI×1、RJ45×1 USB3.2 (Gen1) ×3、マイク入力端子、ヘッドホン出力端子 ※いずれも外付け不可
13	WEBカメラ	搭載
14	バッテリー駆動時間	バッテリーのみで駆動し、駆動時間は2時間程度以上であること
15	バッテリー充電時間	2.5時間程度

16	バッテリー方式	リチウムイオンバッテリー又はリチウムポリマーバッテリーを内蔵
17	ACアダプタ	AC100Vで動作すること
18	消費電力	約5.5W
19	セキュリティ	TPM2.0準拠
20	本体重量	1950 g 以内
21	Officeソフトウェア	Office Home & Bussiness 2024
22	本体	・納入製品は国内メーカーが販売中の製品（いわゆるショップブランド製品ではないこと。）であり、且つ製品種別毎同一製品であること。 ・新品であること。
23	メーカー保証及び保守	・保守期間：納入後5年間（メーカー提供の保守に限る。） ・保守方法：出張修理依頼後、当日もしくは翌営業日に出張修理で対応すること。 ・作業場所：事業団の指定する場所
24	設定	・納品時までハードウェア構成が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。 ・導入時において確認されているバグに対して修正プログラムのインストールを行うこと。 ・管理者権限以外の使用ユーザーアカウント設定 ・パソコン名変更 ・インターネット接続設定 ・複合機、プリンター（4台程度）のドライバインストール ・ソフトウェアインストール（Adobe Acrobat Reader、Chrome、Edge、ウイルスソフト） ・ショートカットの作成（スキャンフォルダ、グループウェア、NAS）
25	リカバリディスク	リカバリディスクを1枚以上付属すること。
26	その他	・機器の梱包に利用したダンボール等は持ち帰ること。 ・再セットアップディスク、OSリカバリディスク及び使用手順書などの納品については、クリアバインダーに入れたうえで、整理し納品すること。

※同等品に関する留意事項

- ・同等品の物品を納入する場合は、あらかじめ事業団の担当者へ品番、定価、仕様、カタログ写真などを添えて電話連絡のうえ、メールで申請し、承諾を得ること。
（申請の期限は11月14日（金）午後5時まで）

郵便入札の手引き

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団

1 入札書記載方法

入札書には、下記を参考に必要事項を記載してください。

入 札 書

金額の頭に「¥」記号を必ず付けてください。

(宛先) 公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団
理事長

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、
(名称) ノートパソコン購入
上記入札に当り、入札契約の他、地方自治法、高槻市
仕様書等を十分承知のうえ、入札いたします。

代表者印を押印してください。
(支店長印でも可)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

入札者

代表者職氏名

数字

--	--	--

最低入札額が複数者になった場合、抽選用
数字を使って抽選を行いますので、3桁の
数字を記入してください。

印

(注) ①入札書に記載する金額は、契約希望金額の100
②金額を訂正、印もれは無効とする。
③入札金額の頭に「¥」記号を付けること。
④鉛筆や消えるボールペン等、訂正が容易な筆記具

最低入札額が複数者になった場合の
くじで使用する3桁の数字を記入し
てください。

令和7年度高槻市入札参加資格者名簿に登録されてい
る情報を記載してください。

異なる場合は、無効な入札として取り扱います。特に支
店名抜けや、代表者の職の誤りにご注意ください。

2 入札書封入方法

高槻市文化スポーツ振興事業団より郵送した入札書封筒に必要事項を記入の上、「入札書」を封入し、糊付け等でしっかりと閉じてください。

入札書封筒（裏面）の差出人欄に記載する事項は高槻市入札参加資格者名簿に登録されている「所在地」、「商号又は名称」、「担当者連絡先」です。（「入札書」に記載した事項と同一のもの）

※差出人の記載が無い場合は無効となるので注意してください。

※押印（3か所）を忘れずにしてください。

The diagram shows the back of a bid envelope with a form containing the following information:

開 札 日	令和7年12月17日
件 名	ノートパソコン購入

差 出 人	所在地	
	商号又は名称	
	担当者連絡先	TEL ()

Below the form, there are three red circles, each containing the character "印" (Seal/Stamp), indicating where to place stamps. A red line connects the "担当者連絡先" (Responsible Person Contact Information) field to a red-bordered box containing a note.

※差出人の記載が無い場合は無効となるので注意。

3 入札書提出方法

入札書を封入した封筒を、入札書提出期限（必着）までに一般書留または簡易書留にて郵送してください。

入札書類の提出後は、入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできません。

【入札書提出期限】

令和7年12月16日（火）17時まで【必着】

【郵送先】

〒569-0077

高槻市野見町6番8号

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団

総務グループ 行

※入札書提出期限までに到着しない入札は無効となりますので、余裕をもって発送してください。また、郵送事故等により書類が届かなかったことに対する異議申し立ては受けることはできません。

4 開札について

【開札日時】

令和7年12月17日（水）10時から

【開札会場】

大阪府高槻市野見町6番8号

高槻城公園芸術文化劇場南館 中スタジオ4

(ア)開札立会人に選出された場合

原則として開札立会人を辞退することはできません。

開札立会人は、開札の執行確認をしていただきます。立ち会っていたく時間は、およそ15分を予定しています。

【当日持参物】

開札立会人通知書

(イ)開札立会人に選出されなかった場合

入札者等関係者は、開札に立ち会うことができます。開札開始時間を過ぎてからの入場は認められません。

契 約 書 【案】

契 約 物 品	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
	合 計 金 額 (1 円未満切り捨て)					円
	消費税等相当額 (1 円未満切り捨て)					円
契 約 金 額	¥					
納 入 期 限	令和 年 月 日					
納 入 場 所	公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団指定場所					
契 約 保 証 金	¥					
そ の 他 特 記 事 項	なし					
	消費税等相当額は、契約金額に 1 0 / 1 1 0 を乗じて得た金額である。					

上記物品について、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団（以下「発注者」という）と
（以下「受注者」という）とは、この契約書に定める条項により契約
を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。
この契約締結を証するため、本証書二通を作成し、双方記名押印のうえ各自一通を所持する。

令和 年 月 日

高槻市野見町 6 番 8 号
発注者 公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団
代表者 理事長 桐山 清澄

住所
受注者 商号又は名称
代表者

【案】

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面等に基づき、これを誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が完了した後も同様とする。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認、及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

5 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。

3 受注者は、第1項第4号に掲げる保証を付したときは、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5以上の額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得ている場合は、この限りでない。

(誓約書の提出等)

第4条 受注者は、受任者又は下請負人等が、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを、発注者が指定する様式により、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

2 発注者は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者を受任者又は下請負人等としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約等の解除を求めることができる。

3 前項の規定により契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(納入方法)

第5条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(検査、引渡し及び所有権の移転)

第6条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の検査を受け、これに合格したときは遅滞なく発注者に引き渡さなければならない。

- 2 発注者は納入日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査の結果、発注者が合格と認めないときは、受注者は、自己の費用をもって発注者の指定する期限内に修補、代品との取替え又は不足分の納入を行い、さらにその検査を受けなければならない。
- 4 物品の所有権は検査に合格し、引き渡したときをもって、受注者から発注者に移転するものとする。
(一般的損害等)

第7条 前条第4項による所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害はすべて受注者の負担とする。

- 2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
(代金の支払)

第8条 受注者は、第6条第1項の規定による検査、引渡し完了後、代金を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者から請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、第5条第2項ただし書の規定により一部の納入が認められたときはその残部のすべてが納入され、第6条第1項の規定による検査、引渡し完了し、受注者から請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。
(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補、代品との取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得て、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。

(履行の延期承認)

第10条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、納入期限内に契約物品を納入できないときは、直ちにその事由を詳記した書面により、発注者に納入延期の申出をなし、その承認を得なければならない。

- 2 前項の申出は納入期限内にしなければならない。
(履行遅延)

第11条 受注者は、納入期限内に契約物品を納入できない場合は、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅延となった部分の金額）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を履行遅延に係る損害金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条により発注者の承認を受けたときはこの限りでない。

(解除等)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

- (2) 正当な理由なく第9条第1項の規定による追完がなされないとき。
 - (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
 - (4) 受注者の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
 - (7) 受注者がこの契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
 - (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
 - ロ 受注者が暴力団員等に該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (9) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (10) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (11) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。
- (発注者の損害賠償請求)
- 第13条 発注者は、次の各号いずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務不履行が受注者の責めに帰することできない事由であるときは、この限りでない。
- (1) 第9条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (違約金)
- 第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第12条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

（談合等不正行為による解除）

第15条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（同令第167条の11において準用する場合を含む。）に該当すると認められたとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第16条 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、物品の引渡しが完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 前条第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 前条第5号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（契約不適合責任期間）

第17条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その不適合を知ったときから1年以内に受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（補則）

第18条 発注者、受注者、双方は信義誠実をもってこの契約を履行し、この契約書に定めていない事項については地方自治法、高槻市財務規則等の法令、規則によって決定するほか、細部については双方協議して決定する。